

令和6年度事業計画

大阪精神科診療所協会（以下、大精診とする）は公益社団法人として、精神科一次救急事業、市民向け講演会、啓発事業、学術講演会等の公益事業を一層充実させていく。平成30年4月より実施されている第7次大阪府地域医療計画に則り、地域精神科医療の充実に積極的に関与していく。現在国が推進している「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に寄与することを目指し、大阪府障がい保健福祉計画に盛り込まれた障がい保健福祉圏域ごとに設けられる地域の医療・保健・福祉体制の充実のための議論の場に参画し、それぞれの地域ごとの課題の克服にかかわっていく。

精神科救急体制における精神科診療所の役割として、一次救急診療所事業の一層の充実を図るため、令和2年度より365日の準夜帯、休日の日勤帯、準夜帯に事業を拡張し、在阪5大学の精神科教室との協力体制を継続し、一次救急診療所の運営を適正に行い、精神科救急事業の一層の充実に努める。また、各診療所におけるマイクロ救急体制の整備も重要であり、今後も協力医療機関を増やす努力を続けていく。さらに大阪府と協力して、夜間休日の緊急措置鑑定の充実に寄与するように検討していく。

地域精神保健、学校精神保健、産業精神保健、高齢者精神保健、自殺対策、児童虐待問題、妊産婦のメンタルケア体制の強化を含む女性のライフイベントを見据えた精神保健などの分野においても精神科診療所が社会資源として機能するような支援体制の充実を図る。そのために大精診の各種委員会活動を一層活発にすることが必要である。それぞれの分野において、各委員会がいち早く情報を集め、課題の発見、対策を検討する体制の充実を図り、府内の諸団体や関係行政機関との連携も重要である。さらに我が国全体の精神科医療・保健・福祉施策の改革に対応するため、日本精神神経科診療所協会、日本精神神経学会との密接な連携、協力が欠かせない。引き続きこれらの団体との協力体制を一層盤石なものとしていく。

令和2年の1月から続くCOVID-19による新型コロナ禍はわが国のみならず全世界で猛威を振るい、パンデミックを引き起こし4年目に入りようやくインフルエンザ同様の常在型感染症へと行政上の位置づけが変わろうとしている。今後今回のパンデミックによる社会的・心理的影響に対して、我々も精神科医として考えなければならない時期となっている。特に令和2年7月頃から統計データにも表れてきた自殺者の増加に対する取り組みが求められている。

東日本大震災は、大規模自然災害に対する防災体制の拡充の必要性を我々に示したが、さらに令和3年12月のメンタルクリニックでの放火事件、令和6年1月の能登半島地震においても、各地域が我がこととして、地域における防備体制の見直しが急務であることが浮き彫りとなった。西日本でも常に大規模災害の可能性はあり、防災計画の策定や避難訓練等を継続して実施していく。

また会員各位にとって大精診への入会が意味のあるものとするため、会員向けの学術講演会、情報提供、支援・互助システムの充実にも力をいれていく。パンデミック下でやむを得ず、実施したWEB講演会やWEB会議のシステムをパンデミック後も活用し、会場に集う講演会や会議との併用を検討する。また日本精神神経科診療所協会が令和6年度から実施する日本外来精神医学会に、大精診としても積極的に参画して学会の充実を図り、外来精神医療の発展に寄与しなければならない。

I 公益的な精神保健活動の企画と実施

公1 地域医療・地域保健の充実をはかる事業

公1（1）講演会事業（一般住民対象）

- ・市民講演会【企画啓発事業委員会】
年10回、市民の精神保健福祉に関する啓発活動としての講演会（第148回～第157回）を行う。
- ・大阪府医師会との共同による認知症に関する市民公開講座【高齢者問題検討委員会】
外部より講師を招き、市民に対して認知症に関する講演を行う。

【令和6年度事業計画】

公1 (2) インターネットによる普及啓発事業

- ・公開ホームページの作成・管理【情報システム委員会】
大阪精神科診療所協会のホームページ (<https://www.daiseishin.org>) の改訂・更新を行い、精神疾患、精神科医療、精神保健福祉などに関する情報を提供する。
- ・精神保健に関するコンテンツの作成による情報提供及び啓発事業【企画啓発事業委員会】
一般市民にうつ病、統合失調症、発達障害等の精神的諸問題に対して、知識の普及啓発活動をインターネット等を介して行う。

公1 (3) 冊子による普及啓発事業

- ・自殺対策啓発及び会員医療機関の情報提供を目的とした冊子の作成【事務局】
自殺対策として、うつ病を中心とした精神疾患の啓発情報と会員医療機関の情報をまとめた冊子を作成する。作成した冊子は精神保健無料相談等の大精診が主催・関連する催しで配布する他、啓発の内容や対象者に合わせて、適切な組織・団体に配布の協力を依頼する。
- ・精神科診療所外来医療機関リストの作成【事務局】
会員診療所の診療受付時間等の医療機関情報を記載した医療機関リストを発行し、会員のほか、保健所や精神科関係医療機関等精神保健福祉関係機関へ配布する。

公1 (4) 精神保健無料相談事業

- ・第40・41回「専門医による一こころの健康なんでも相談」の開催【企画啓発事業委員会】
一般市民に精神科診療所を身近に感じていただくことを目的に、無料の精神保健相談を年2回開催する。ポスター、パンフレットによる啓発事業を同時に開催する。
- ・災害時におけるDPAT連携支援活動【災害対策・震災支援委員会】
大阪府内外における発災時に、速やかに且つ適切に精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、災害発生直後から迅速に会員の安否確認および会員診療所被害状況確認をおこなう体制を整備するとともに、大阪府DPATとの連携により、必要な被災者相談支援活動等をおこなう。

公1 (6) 精神科一次救急医療運営事業【精神科救急委員会】

大阪市こころの健康センター内にある精神科救急診療所の運営・維持を行う。内容として当番医師、当番スタッフ（精神保健福祉士、看護師等）の勤務表作成や保険請求業務等を行っている。
また平成24年度から始まった精神科救急医療情報センターと連携して精神科一次救急医療のより充実を図る為のオンコール体制や、大精診会員診療所の自院患者の診療情報を拠点病院や精神科救急医療情報センターと随時連絡が取れるようにマイクロ救急体制の維持・運営を行っている。
なお精神科救急医療情報センターにオンコール体制の協力会員の連絡先が入力されている携帯電話を大精診が別途契約した携帯電話を設置している。
令和2年度から休日（日・祝・年末年始）の診療時間を準夜帯まで延長した。

公1 (7) 精神科診療所臨時代診等支援事業【会員支援委員会】

管理医師の病気や事故などにより臨時代診が必要な場合に代診を実施するネットワークを構築する。

公2 医学・医術の発展を図る事業

公2 (1) 学術研究会開催事業（医師・医療従事者対象）

【令和6年度事業計画】

臨床現場での治療・診断、また最近の医療情勢などについて、精神科医療の最新の知識を学習し、また興味ある話題や日常臨床経験について質疑応答・意見交換を行い、臨床対応力の向上を目指して、精神科医をはじめ一般医師を対象とした学術研究会を企画実施する。

- ・学術研究会の開催【学術委員会】
学術研究会（年間4～6回）。なお、全ての研究会で専門医ポイント申請を予定している。
- ・ガイドライン講習会の開催【学術委員会】
これまでは症例検討会を通じて、広く一般医、会員の精神科医療の知識と向上を目的として、年2回（4月・9月）に開催していたが、令和元年より統合失調症とうつ病の治療ガイドライン講習会を行って、非常に好評であった。令和2年度はコロナ禍で止むを得ず中止となったが、3年度からはオンラインにて同様のガイドライン講習会を企画実施し、専門医ポイント申請もしている。コロナ禍以降はオンライン開催となり、全国から視聴されている。
- ・認知症の地区医師会との地域連携に関するシンポジウム【高齢者問題検討委員会】
シンポジストを数名招き、認知症の地域連携に関して、大精診のサポート医を中心とした地区医師会との連携についてのシンポジウムを行う。
- ・若年性認知症のリハビリテーションに関する講演【高齢者問題検討委員会】
講師を招き、若年性認知症の地域生活に関して、リハビリテーションの視点から知見を講演していただく。
- ・薬物依存症学術研究会【処方薬乱用・依存防止委員会】
アルコール・薬物依存あるいは、嗜癖問題行動についての学術研究会もしくは症例検討会を行い、薬物依存症についての理解・知識を深め診断、対応能力の向上をはかる。年2回開催予定。
- ・産業精神保健講演会（日医認定産業医研修）【産業精神保健委員会】
企業や職場における産業精神保健にまつわる種々の課題について、会員精神科医・コメディカルスタッフ・産業医等が合同で研修会を開催し、見識の向上と連携を深める。また、その中で産業精神保健における精神科診療所の役割等を探る。（年2回開催）
- ・児童青少年に関わる精神疾患と関連する諸問題をテーマとした講演会【児童青少年問題検討委員会】
発達障害、不登校、ひきこもり等の児童・青少年における精神的諸問題に対する勉強会及び啓発活動を行う。
- ・講演会「経験を語り継ぐ」【医療制度委員会】
精神科診療所活動を中心とした地域精神科医療の経験を比較的若い層の精神科医に伝えるための講演会を年一回行う。今後の精神科医療活動に精神科診療所から見えてきた知見を活かしてゆくことを目的とする。
- ・医療観察法関連問題勉強会【医療観察法検討委員会】
所謂相模原事件以降、精神保健福祉法の改正にあわせて、措置入院後のフォローアップについて、厚労省は検討会を立ち上げており、Community Treatment Order など非自発的医療の可能性の検討に入っている。さらに、医療観察法の通院処遇をになう精神科診療所が各地に出来てきており、精神科診療所における「強制通院」が現実のものとなりつつある。このような状況に鑑み、今後の精神科診療所のあるべき姿を検討する。
- ・伝達講習会【福利厚生委員会】
各方面の伝達事項をお互いに伝え合い、同時に会員同士および会員と関連団体・関係機関との相互の連帯・親睦を深める。令和7年2月に伝達講習会と学術講演会の実施を検討中である。

公2（2） 研修会開催事業（精神保健医療・福祉関係機関従事者等対象）

国や府の精神医療・福祉施策とその現状についての情報交換とともに、地域における精神科診療所のあり方、診療所活動の方向性、精神科医が社会的に果たせる役割について考察し、関係諸機関や既存のネットワークとの連携について模索するため、精神科診療所に携わる医療従事者をはじめ、関係機関従事者の資質向上のために研修会等を開催する。

【令和6年度事業計画】

- ・職員研修交流会【地域精神福祉委員会】

診療所職員は日常の業務に追われ、ともすれば多くの問題を抱え、診療所内だけで自己完結しがちである。支援者のためのストレスコーピングなどの講演またはワークショップを通し、職員の精神保健に寄与し、患者対応にも活用できるような研修会を行う。

- ・弁護士等専門家を対象とした研修会【自殺対策検討委員会】

全国の自殺者数が平成22年以降減少傾向にあったが、令和4年には増加に転じており、今なお高い水準が続いているなか、精神障害者の自殺予防の観点から法的問題・医療的問題について理解を深めることで弁護士等の専門家と精神科医・一般科医との連携を目指し、自殺対策の強化を緊急に図ることを目的に事業を実施する。

- ・自殺予防のための講演会・研修会 講師派遣【自殺対策検討委員会】

うつ病などの精神疾患から自殺企図におよぶことを予防するため、一般市民に対する啓発的講演会の開催、産業現場、地域、あるいは、負債などの相談を行う場面でうつ病や自殺念慮のある人を早期に発見し、早期の対応を可能とすべく関係者への研修会などを催す。

一般科医、産業医に対する精神医学に関する研修を行う。

大阪府、大阪市の自殺対策会議に委員として出席し、精神科医療機関からの意見を具申する。さらに、行政が行う自殺予防関連企画に協力し、研修の企画、講師担当などを受け持つ。

- ・産業精神保健のための講演会・研修会 講師派遣【産業精神保健委員会】

一般市民や職場におけるメンタルヘルスの講演会を通じて、広く一般市民や企業に産業メンタルヘルスの重要性和知見を深めるために講師を派遣する。

- ・講師派遣事業【児童青少年問題検討委員会】

学校教育相談の現場、行政機関、民間機関主催の児童の精神疾患の講演会や勉強会などに講師派遣を行う。

- ・妊産婦メンタルケア【妊産婦メンタルケア連携委員会】

妊娠・出産・子育てをとりまく状況は晩婚化、晩産化、生殖補助医療技術による妊娠、マタニティーハラスメント、少子化、離婚率の上昇などを背景に著しく変化している。母親は精神的に追い込まれやすくなり児童虐待や妊産婦の自殺につながる。

大精診として妊産婦のメンタルケアに関して、産科、婦人科、地域の精神保健機関との連携を模索する時期に来ており、平成28年2月からスタートした大阪府妊産婦こころの相談センターの事業に協力し、精神科クリニックのある地域で発生した妊産婦のメンタルストレスに、積極的に関与することが求められている。われわれ自身の取り組みのレベルをさらに上げていくために妊産婦のメンタルヘルスに関するエビデンスに基づいた研修を実施する。さらに精神科医のみならず、妊産婦に関わる全ての精神保健福祉関係者への啓発事業を実施する。

公2 (3) 機関誌発行事業【会誌編集委員会】

年1回協会誌を編集・発行する。第49号を令和7年3月に発行予定。

公2 (4) 調査研究事業

- ・医業経営アンケート調査【医療経済委員会】

精神科診療所の視点で、医療経済上の問題を分析することを目的に、会員に対してアンケート調査を行い、健全な診療所経営がなされるよう、問題を整理し、改善点を提言していく。毎年 年1回施行してきた。

- ・児童虐待に関わる問題に関連したアンケート調査【児童虐待防止検討委員会】

児童虐待における精神的諸問題に対するアンケート調査及び啓発活動を行う。

公2 (5) 地域精神科医療研究助成事業

- ・地域医療に関する公益事業への助成を行う事業【学術委員会】

【令和6年度事業計画】

現在活動中、あるいはこれから活動に着手する医療研究活動及び地域における精神科医療保健福祉活動を対象に公益の成果をあげるための助成を行う。

Ⅱ その他当会の目的達成のための諸活動

1 大精協・大精診役員意見交換会

精神科医療保健福祉に関する情勢や動向などについて、大阪府内精神科医療機関として意見交換や情報交換を行い会務運営に活かすことを目的として、精神科病院協会との意見交換会を開催する。

2 定例理事会

毎月第3火曜日の午後8時から10時を原則として、理事会を開催し、会務運営を行う。

3 会員組織強化事業

会員組織強化と活性化のために、新会員の確保とともに賛助会員の入会を勧めていく。

4 会員向けメーリングリスト管理

会員向けメーリングリスト管理運営をおこない、各種必要な情報を提供する。

5 法務支援活動

医師としての法的課題や診療所運営上の法的問題に対して、会員が弁護士に法律相談できるよう枠組みを構築し、運用する。